

出願の手引き

—留学ビザを申請する方へ—

大阪YMCA学院
2011年度 全日制

○総合日本語コース（準備教育課程）

○実用日本語コース

****必ずよくお読みください****

真に日本語の勉学を目的とする学生に対し、
適切な環境を維持し、質の高い教育を提供する
ため、出願に際しては、厳正な審査を行います。

必要書類と手続方法について、この冊子を
よくお読みの上、お早目にご準備ください。

大阪YMCA学院日本語学科 上町校

はじめに — 留学ビザ審査

日本政府の留学生30万人計画、日本国内の外国人雇用の拡大などの状況に伴い、近年、ますます留学ビザでの入国者が増加しています。大部分の留学生は、日本の大学や専門学校への進学、あるいは日本語能力の向上のために勉学に励んでいます。

しかし、一方で本来のビザの資格外で不法就労している外国人がいる現実もあり、その中には、日本語学校への入学を装って入国するケースもあります。

そのため留学ビザを取得し、日本語学校に入学するためには、就労目的の外国人と真に勉学を目的とした外国人を区別するために、厳重な書類審査が実施されています。

日本語を学ぶ目的と本校の審査方針

当初から勉学を目的にして入国した留学生の場合でも、進路目標が曖昧であったり、留学計画が十分でないために、勉学以外の問題によって、学習意欲が低下したり、学習継続が困難になったりして、当初の目的を果たせなくなるケースも少なからずあります。

そうすると目標達成はもちろん、ビザの更新にも支障をきたし、帰国を余儀なくされることとなります。

外国語習得には大変な努力が必要となりますが、まして慣れない異文化の中で生活をしながら学習を続け、目標を達成することは並大抵のことではないことを予めご承知ください。

特に本校では、6カ月～2年の短期間で日本語を習得するという目標から、授業時間以外にも宿題や予習、復習を前提にカリキュラムを組んでいますので、集中的にそれをやり遂げる精神的、身体的な強さが求められます。また、日本での生活を無理なく保証するため、安定した経済能力が不可欠です。

本校としては、真に勉学を目的とする学生にとって、質の高い、充実した学習環境を維持するためにも、入学目的や意思が明確でない出願者、また経費支弁の認識や準備が充分でない出願者については、入学許可をいたしかねます。

また、許可されて入学した学生に対しても生活指導を厳しく行っていく方針です。(出席状況が悪い場合は除籍になることもあります。)

出願される前に、今一度、日本語を学ぶ目的や将来の進路や計画について、本国の保護者および関係者と十分に相談され、留学の準備を十分にされることをお勧めします。

用語について

★経費支弁者とは

- *出願者の日本滞在中の学費・生活費を直接的に負担する方のことです。(本人でも可)
- *国籍や居住国は問われませんが、支弁者が本人の父母以外の場合、出願者との関係が余程親密であること、多額の経費を負担する合理的な理由があることを客観的に証明しなければなりません。
- *経費支弁者の経済的能力の有無は、所得金額や職業、預金残高およびその形成過程などで判断されます。

★在留資格（ビザ）とは

- 日本語学校で勉学をするには「留学」の在留資格を取得する必要があります。その在留資格「留学」取得のための必要書類が即ち日本語学校への出願書類であり、その書類で「留学」の在留資格の条件に適合しているかを審査します。
- 「留学」の在留資格を持った外国人（留学生）は、滞在期間中は学習に専念することが求められると同時に、それ以外の活動、特に報酬を受ける活動（就労）はできません。(限られた範囲でのアルバイトは、入国管理局で「資格外活動許可」を取ることで可能です。)
- 「留学」は、コースや学習計画により6か月～2年の期間が入国当初に認められ、必要に応じ更新が可能です。ただし出席状況が不良であったり、支弁者から学費・生活費の送金が滞ったりした場合は、更新が認められないことがあります。

出願書類とその記入上の注意

- ▼ 出願書類はすべて **もれなく、慎重に、丁寧に**ご記入ください。
 - ▼ 虚偽の内容や偽造の書類は当然認められないばかりか、記録に残って今後入国できなくなることがあります。
 - ▼ 公的な証明書はすべて **6カ月以内に発行されたもの**に限ります。(写真も)
 - ▼ 修正液は使用しても結構ですが、訂正はご自身の筆跡でお願いします。
 - ▼ 各書類の中で「本人がご記入ください。」と指示のあるものは、必ず従ってください。本人が書くべきものを **代筆された場合は不許可**となります。
 - ▼ 経費支弁書の書類で、印鑑の必要なものはすべて **実印を捺印**してください。
 - ▼ 日本語以外で書かれた書類は、すべて **日本語の翻訳を添付**してください。翻訳文には、**翻訳者の氏名・所属・連絡先を明らかにしてください。**
- ※ 一旦出願された書類は、学校の審査結果（可否）に関わらず、いかなる場合にも返却できませんのでご了承ください。ただし、卒業証書など一度しか発行されない証書等は返却いたします。

I. 出願者本人が準備する書類

① 入学願書（所定書式）

- * 必ず、すべて本人が記入してください。
- * 学歴・職歴等の経歴、日本語学習歴、来日歴、家族状況をもれなく記入してください。
- * 学校就学期間、在職期間の他に、6ヶ月以上のブランク期間がある場合はご説明ください。
- * 入学・卒業年月日などは、証明書と照らし合わせてご記入ください。
- * 学校、職場の所在地は略さずに、番地まで記入してください。

② 志望理由書（所定書式）

- * 必ず、すべて本人が母語または英語、日本語で記入してください。
- * 日本語以外の言語で書かれたものは、日本語訳を添付してください。翻訳文には、翻訳者の氏名・所属・連絡先を明記してください。
- * 内容は、来日の動機、目的とその必然性、日本語学校卒業後の計画等、具体的に書いてください。用紙のスペースが足りない場合は、別紙を添付しても結構です。
- * 最終学歴の学校卒業後、5年以上経過している場合は、特に詳細な日本語学習目的、卒業後の具体的な進路の説明が必要です。
- * 職歴のある場合は、その経歴と日本留学およびその後の予定進路との関連性について具体的に述べてください。

③ 写真（4cm×3cm）5枚

写真の裏にはすべて氏名・国籍を記入。また内1枚は入学願書に貼付

④ 最終学歴卒業証明書または卒業証書原本

- * 卒業証書原本の場合は、審査終了後返却されます。
- * 大学卒業以上の方は、高校の卒業証書もご提出ください。
- * 中国の方で大学受験の為に全国統一試験を受けた方はその成績表を、または受験予定の方はその受験票の写しを提出してください。別紙「中国高考、会考認証の証明書申込手順について」を参照し、申請者本人が中国教育部学位与研究生教育发展中心へ証明書発行を申請してください。

⑤ 日本語学習歴の証明書

- * 出願時までには日本語学習歴が150時間以上であること、または日本語能力試験4級合格以上（中国国籍の方は、J-testのF級以上も可）であることが必要です。これは出願の最低条件であり、実際は可能な限り学習を継続する必要があります。また、可能な限り日本語能力試験を受験することをお勧めします。
- * 学校のレターヘッド付きの便箋を使用（学校所在地、電話番号を明記のこと）
- * 学習期間、既習総時間数、出席率、使用教材が明記されていること
- * 日本語能力検定試験を受験した人は、合格証または結果通知書の原本をご提出ください。

⑥ 家族全員の戸口簿コピー（中国国籍の方のみご提出ください。）

- * 家族全員の戸口簿の鮮明なコピーとカラー写真（写真は戸口簿1ページにつき1枚）
- * 現住所、職業、学歴等、すべて申請時に合わせて内容を更新してください。

⑦ その他（該当する方のみご提出ください。）

- * パスポート既取得者は、記載事項のあるパスポート全てのページのコピー
- * 出身国の教育制度に照らして変則的な学歴となっている場合は出身校からの証明書。
- * 小学校入学時の年齢が一般と異なる場合、理由を明記した証明書。
- * 職歴のある人は、その在職証明書
在職証明書には、勤務先の会社の便箋に、会社名・住所・電話番号・発行日・責任者名も明記されていることが必要です。
- * 過去に来日歴が多い人は、出入国証明とその説明書をご提出ください。
- * 短期滞在にて、概ね1か月以上滞在歴がある場合、その滞在目的、滞在地についての詳細を説明する理由書を提出してください。

*日本滞在中の家族（親、兄弟、配偶者、子供）がおられる場合は、その家族の外国人登録原票記載事項証明書

*家族（配偶者、子供）を自国に残してくる場合は、その家族の生活についての説明書をご提出ください。

Ⅱ. 経費支弁者（学費・生活費を負担する方）の書類

A. 出願者本人が経費支弁する場合

- ① **経費支弁書**（所定書式）必ず支弁者ご本人がご記入ください。
- ② 自国通貨の**預金残高証明書原本**（中国籍の方は「存単」の**鮮明なコピー**もご提出ください。）
* 留学中の学費、生活費を支払うのに十分な預金額が必要です。
- ③ 本人名義の**預金通帳の鮮明なコピーとカラー写真**
* カラー写真は1枚につき通帳1ページを大きく鮮明に写したもの
* 預金残高の形成過程を立証する資料です。預金残高証明書の金額が、一時的なものでないことを証明する資料であり、長期間にわたり安定した預金があると確認できるものでなければなりません。
* 通帳がない場合、その財源の証明となる書類及び支弁者記入の財源説明書をご提出ください。
- ④ **職業証明書**（中国籍の方はその**公証書も必要です**）
* 会社役員・代表者の場合は、その会社の登記簿謄本（中国の方は会社営業許可書に係る公証書も必要）
* 個人事業経営者の場合は、営業許可証の写し（中国の方は営業許可書に係る公証書も必要）
* 会社員・職員の場合は在職証明書（中国籍の方は在職証明書とその公証書）
（職業証明書には勤務先会社の便箋に会社名・住所・電話番号・発行日・責任者名も明記。すでに退職している場合でも、当時の在職証明書、所得証明が必要です。）
- ⑤ **過去3年分の年間所得金額を記載した納税証明書**
 - (1) **会社役員・社員（職員）の場合**
下の(a)と(b)の両方をご提出ください。
(a) 会社発行のもので、所得内容明細、税金計算方法が記載されたもの。
(b) 税務局発行のもの。万一発行できない場合は、その理由を文書でご提出ください。
 - (2) **個人事業経営者の場合**
税務局発行のもの。万一発行できない場合は、その理由を文書でご提出ください。

B. 本国在住の方が経費支弁者になる場合

- ① **経費支弁書**（所定書式）必ず支弁者ご本人がご記入ください。
* 経費支弁をするに至った経緯を記載してください。特に経費支弁者が本人の父母でない場合は、その経緯を詳細に述べてください。
- ② 自国通貨の**預金残高証明書原本**（中国籍の方は「存単」の**鮮明なコピー**もご提出ください）
* 多額の預金残高（留学資金）の財源証明のためです。学生が留学中の学費、生活費を支払っても自らの生活に問題がないことを説明できるだけの十分な預金額が必要です。
- ③ 費支弁者名義の**過去数ヶ月分の預金通帳の鮮明なコピーとカラー写真**
* カラー写真は1枚につき通帳1ページを大きく鮮明に写したもの
* 預金残高の形成過程を立証する資料です。預金残高証明書の金額が、一時的なものでないことを証明するための資料であり、長期間にわたり安定した預金があると確認できるものでなければなりません。
* 通帳がない場合、その財源の証明となる書類及び支弁者記入の財源説明書をご提出ください。

④ **出願者本人との関係を証明する書類**（戸籍謄本など）

中国籍の方は家族全員の戸口簿の鮮明なカラー写真とコピー、及び親族関係公証書をご提出ください。

⑤ **職業証明書（中国籍の方はその公証書も必要です）**

- * 会社役員・代表者の場合は、その会社の登記簿謄本（中国の方は会社営業許可書に係る公証書も必要）
- * 個人事業経営者の場合は、営業許可証の写し（中国の方は営業許可書に係る公証書も必要）
- * 会社員・職員の場合は在職証明書（中国籍の方は在職証明書とその公証書）
（職業証明書には勤務先会社の便箋に会社名・住所・電話番号・発行日・責任者名も明記。）

⑥ **過去3年間の年間所得金額を記載した納税証明書**

(1) **会社役員・社員（職員）の場合**

下の(a)と(b)の両方をご提出ください。

- (a) 会社発行のもので、所得内容明細、税金計算方法が記載されたもの。
- (b) 税務局発行のもの。万一発行できない場合は、その理由を文書でご提出ください。

(2) **個人事業経営者の場合**

税務局発行のもの。万一発行できない場合は、その理由を文書でご提出ください。

C. 日本在住の方が経費支弁者になる場合

① **経費支弁書（所定書式）必ず支弁者ご本人がご記入ください。**

* 経費支弁をするに至った経緯を記載してください。特に経費支弁者が本人の父母でない場合はその経緯を詳細に述べてください。

② **預金残高証明書原本**

* 学生が留学中の学費、生活費を支払っても自らの生活に問題がないことを説明できるだけの十分な預金額が必要です。

③ **経費支弁者名義の預金通帳の鮮明なコピー**

* 預金残高証明書の金額が、一時的なものでないことを証明するための資料です。したがって長期間にわたり安定した預金があると確認できるものでなければなりません。

④ **出願者本人との関係を証明する書類**（戸籍謄本など）

* 中国籍の方は家族全員の戸口簿の鮮明なカラー写真とコピーおよび親族関係公証書をご提出ください。

⑤ **職業証明書**

- 会社代表者および役員の場合は会社の登記簿謄本
- 個人事業者の場合は、営業許可証等
- その他の方は在職証明書
（在職証明書には勤務先会社の便箋に会社名・住所・電話番号・発行日・責任者名も明記。
また、すでに退職している場合でも、当時の在職証明書、所得証明が必要です。）

⑥ **過去3年分の年間所得金額を記載した納税証明書等**

○ 年間所得金額の明記された所得税の納税証明書 または ○ 所得税の税額通知書

* やむを得ない事情により上記のいずれもご提出いただけない場合は、

- 確定申告書の控え（税務署の受領印があり、営業所の明記されたもの） または ○ 源泉徴収票

⑦ **住民票謄本**（同一世帯全員が載っているもの） 外国籍の方は**外国人登録原票記載事項証明書**

Ⅲ. 緊急連絡人および日本国内連絡人の登録について

別紙「緊急連絡先・日本国内連絡人 登録票」にて、以下の通り登録してください。

1. 緊急連絡人の登録（出願者全員）

緊急連絡人として、出願者の家族もしくは親族の方2名を登録してください。現住地を問いません。

2. 日本国内連絡人の登録（該当者のみ）

該当者がおられる方は、必ずご登録ください。登録のない場合は、3. に記載された要件が必要となります。ただし、上記1の緊急連絡人が日本国内にあり、以下の要件を満たす場合は、日本国内連絡人を兼ねることができます。

★日本国内連絡人の要件

- ①出願者の家族もしくは親族か、あるいはその直接の知人であること。
- ②短期滞在以外の在留資格で1年以上日本に滞在していること。なお、連絡人の在住（予定）期間は、出願者の在留期間よりも長期であることを要する。ただし、日本国籍である場合を除く。
- ③本校からの必要に応じて、出願者およびその家族に迅速かつ直接に連絡を取ることができること。
- ④「日本語」「英語」「韓国語」のいずれかの言語で意思疎通が十分にできること。
- ⑤満20歳以上であること。

3. 日本国内連絡人がいない場合

- (1)出願者本人および本国の父母・親族は、校長宛に入学にあたっての「誓約書」（所定様式）を提出する。ただし、出願者以外に父母・親族最低2名が署名するものとする。
- (2)在学中は、学校指定の学生寮に入寮し、寮費6か月分を前納するものとする。学校指定寮は、次の①～④とし、その詳細は別紙「募集要項」に案内する。
①とやま荘、②シャトー今里、③キャンパス八戸ノ里、④レガーレ谷町
- (3)出願者本人は、在学期間中必ず本校に連絡の取れる携帯電話番号を登録するものとする。
- (4)出願者は、「日本語」「英語」「韓国語」のいずれかの言語で意思疎通が十分にできること。

I～Ⅲで挙げた提出書類は、入学審査に最低限必要な書類です。状況によって、それ以外の資料を求められる場合もあります。

そ の 他

- ①過去に短期滞在以外のビザを申請したことのある方は、必ず事前にお申し出ください。
- ②「日本人の配偶者等」・「家族滞在」、その他、「留学」以外の在留資格（「短期滞在」を除く）を独自に取得してご出願の方は、手続きが異なります。詳しくは窓口でお尋ねください。
- ③短期間の来日での日本語学習は、国籍により取得が困難な場合があります。窓口でお問い合わせください。

以 上